

陳述書

加藤 正人（かとう まさと）

目次

- 第1 略歴
- 第2 社団法人シナリオ作家協会と年鑑代表シナリオ集について
- 第3 「やわらかい生活」年鑑代表シナリオ集掲載拒否の経緯
- 第4 映画製作における脚本の重要性について
- 第5 結論に代えて

第1 略歴

私は、1954年、秋田県能代市に生まれました。

1972年早稲田大学社会科学部入学、78年中退。

1984年、後、につかつ映画にて脚本家デビュー。

映画、Vシネマ、テレビドラマ等の脚本家として、現在に至る。

- 1984年 シナリオ作家協会入会
- 1991年 シナリオ作家協会理事に就任
- 1998年 日本映画学校専任講師に就任
- 2001年 社団法人シナリオ作家協会常務理事に就任
- 2002年 文化庁芸術団体人材育成支援事業審査委員に就任
- 2003年 社団法人シナリオ作家協会会長に就任（2009年まで）
同年、毎日映画コンクール運営委員に就任
同年、東京国際映画祭実行委員会委員に就任
- 2005年 日本映画学校退任
日本アカデミー賞協会組織委員会委員に就任
毎日映画コンクール諮問委員会委員に就任
- 2006年 早稲田大学大学院国際情報通信研究科客員助教授（現准教授）
に就任
財団法人日本映像国際振興協会評議委員に就任
- 2008年 学校法人神奈川映像学園評議委員に就任

主な映画作品

- 「800 / Two Lap Runners」（監督広木隆一）1994年 日本ヘラルド配給
- 「三たびの海峡」（監督神山征二郎）1995年 配給松竹
- 「水の中の八月」1998年（監督高橋陽一郎）制作NHK
- 「女学生の友」2001年（監督篠原哲雄）製作、東宝
- 「機関車先生」2004年（監督廣木隆一）配給日本ヘラルド
- 「誰がために」2005年（監督日向寺太郎）渋谷イメージフォーラム他全

国公開

「雪に願うこと」2006年(監督根岸吉太郎) 配給ビターズエンド

「日本沈没」2006年(共同脚本成島出・監督樋口真嗣) 配給東宝

「クライマーズ・ハイ」2008年(共同脚本成島出・監督原田真人) 配給東映

他、劇場用映画脚本全33本 Vシネマ、テレビドラマ約50本

主な受賞歴

1994年「800 / Two Lap Runners」ベルリン国際映画祭出品 キネマ旬報7位

1998年「水の中の八月」第39回テッサロニキ国際映画祭(ギリシャ)グランプリ、国際批評家連盟賞

1999年「水の中の八月」第15回モンス国際映画祭(ベルギー)最優秀脚本賞

2001年「女学生の友」第4回菊島隆三賞受賞

2002年「女学生の友」第8回ジュネーブ国際映画TV祭、シネマトークラン・フェスティバル(Cinema Tout Ecran)最優秀作品賞(グランプリ)

2005年「雪に願うこと」第18回東京国際映画祭 グランプリ他4部門受賞

2007年「雪に願うこと」第61回毎日映画コンクール最優秀脚本賞受賞

2009年「クライマーズ・ハイ」第32回日本アカデミー賞優秀脚本賞受賞

第2 社団法人シナリオ作家協会と年鑑代表シナリオ集について

1、昭和11年(1936)11月11日、関東に於いて「シャッポ-の会」という脚本家による任意団体が誕生しました。日本映画の発展、映画脚本家の権利擁護及びその地位の向上、会員の親睦等を目的に設立されました。

翌昭和12年(1937)1月15日、関西に於いて「関西シナリオ作家クラブ」(任意団体)が誕生。

同年、8月5日、シャッポ-の会と関西シナリオ作家クラブが合流し、任意団体として、全国組織の「日本映画作家協会」が設立されました。

これが、社団法人シナリオ作家協会の原点となっております。

昭和24年(1949)10月号から、月刊「シナリオ」がシナリオ作家協会の機関誌となりました。

昭和25年(1950)12月14日、文部省の認可を得て、「社団法人シナリオ作家協会」が設立されました。映像文化の発展向上を目的とし、新人育成事業を行う傍ら、脚本家の権利擁護活動も展開、映画会社と最低脚本料の取決めを行うなど、協同組合的な一面も担った団体でした。

昭和31年(1956)11月29日、東京都港区麻布霞町11番地に木造2階建の「シナリオ会館」を竣工致しました。

翌月、管理会社「株式会社シナリオ倶楽部」（のち「株式会社シナリオ会館」に改称）を発足。その後、都のオリンピック道路建設計画で立ち退きを要求され撤去。

昭和 37 年 1 月、代替地を赤坂に求め、昭和 39 年 5 月、地下 1 階地上 8 階建のビル「新・シナリオ会館」を落成しました。

昭和 32 年(1957)4 月からは、「シナリオ研究所」を開講し、新人育成の強化を図りました。この講座は、昭和 46 年、学生運動の余波を受け閉鎖しましたが、昭和 58 年 4 月、「シナリオ講座」として再開され、現在に至っております。

昭和 47 年 5 月には、第 1 回「日ソ映画人シンポジウム」に参加。（第 2 回：昭和 48 年、第 3 回：昭和 63 年）。

昭和 47 年(1972)8 月からは、遠隔地のシナリオ作家志望者の要求に応えるべく「シナリオ通信講座」を開講。

昭和 59 年(1984)10 月には、北京・西安・上海に於いて、第 1 回「日中シナリオシンポジウム」開催。（以後毎年実施）

平成元年(1989)9 月、「人とシナリオ」シリーズ発行開始（八木保太郎）。以後、井手雅人、八住利雄、野田高梧、橋本忍、水木洋子、新藤兼人、鈴木尚之、菊島隆三、山内久、田村孟と続く。

その他にも、「大伴昌司賞」「日本シナリオ大賞」などのシナリオコンクールの運営。

脚本家の権利獲得、紛争処理、シナリオに関する各種イベントの開催等々、幅広い活動を続けて参りました。

社団法人シナリオ作家協会は、協同組合日本シナリオ作家協会、株式会社シナリオ会館と協力し支え合いながら、脚本家の権利と社会的地位向上のため、今日まで歩んで参りました。

当協会には、野田高梧氏、新藤兼人氏、橋本忍氏、菊島隆三氏、水木洋子氏、鈴木尚之氏、白坂依志夫氏をはじめ、日本映画の黄金時代を担った偉大な脚本家のほとんどが在籍しておりました。また、黒澤明氏、山田洋次氏など、脚本も執筆する映画監督も多く所属しておりました。

当協会は、そのような映画界の重鎮の熱意によって誕生し、以来力を合わせて運営に努力し、発展を続けてまいりました。

上記のように、当協会は、映画界において長い歴史を持ち、379 名（本年 6 月 1 日現在）という多くの会員を有する権威のある団体であります。

2、年鑑代表シナリオ集は、1952 年に社団法人シナリオ作家協会により創刊された脚本集であります。

当時はまだテレビドラマが誕生しておらず、その年を代表する映画脚本を掲載した出版物として誕生しました。

以来、57 年という長い歴史を積み重ねており、脚本の貴重な文化的資料であります。

脚本家のみならず、映画を志す若者にとって、年鑑代表シナリオ集は、重要

なテキストであり、これを読んでシナリオを学び、そうして時代の映画界を背負う人材が育ってまいりました。

掲載作品の選考は、社団法人シナリオ作家協会の会員によって編成される委員会によって行われます。しかし、協会員、非会員の一切の区別と偏見を持つことなく、その年に公開された映画の中で最も優れた脚本を選考して参りました。それ故、映画界にとっては、貴重な出版物になっていると自負しております。

一般に、シナリオ集は販売が困難で、現在、脚本の形式での出版物はごく稀です。シナリオは、映画の製作のために書かれたものであり、文字で読んで面白い文章とは異なった表現だからです。ですから、読み物としての商品性は低く、販売部数も限られております。商業ベースに乗ることはほとんどありません。

年鑑代表シナリオ集も、例外ではありません。しかし、本著は、赤字を覚悟の上の出版を続けて参りました。社会的な意義を考えれば、出版を中断するわけにはいかないというシナリオ作家協会の強い思いがあるからです。

また、原作のあるシナリオを年鑑代表シナリオ集に収録するにあたっては、原作者の方から許諾を得ていますが、前述の通り、赤字出版のため、著作権使用料は、献本をもってこれに代えるということで、原作者に了解していただいて参りました。

このように、多くの方のご尽力とご厚意によって、年鑑代表シナリオ集は、単なる出版物とは違い、半世紀以上の長きにわたり、日本の貴重な脚本の資料として、歴史を積み重ねてきたものであり、その出版は社会的に優れた文化事業であると我々は考えております。

第3 「やわらかい生活」年鑑代表シナリオ集掲載拒否の経緯

1、今回、荒井晴彦氏が執筆した脚本「やわらかい生活」（甲1）は、「'06年鑑代表シナリオ集」（甲2）の掲載脚本に選定されながら、原作者の許諾を得られず、掲載されないまま今日に至っております。

今回のように、「あのシナリオを活字に残したくない」という、感情的な理由での許諾拒否は、前代未聞のことです。

その経緯と、社団法人シナリオ作家協会（以下、作協と略称）や関連会社と原作者側の（株）文藝春秋との話し合いの経緯を箇条書きで書きます。

2007年3月9日

社団法人シナリオ作家協会（以下、作協）で年鑑代表シナリオ集編纂委員会が開かれる。

席上、「'06年鑑代表シナリオ集」の収録作7篇、候補作6編が決定。

「やわらかい生活」は収録作に選考される。

6月上旬

「'06年鑑代表シナリオ集」の編集担当のマルヨンプロダクションの大野

亮氏が、「やわらかい生活」の原作の著作権を管理する文藝春秋田中光子氏に手紙で「'06年鑑代表シナリオ集」への「やわらかい生活」脚本の掲載依頼をする。

その後、しばらく経っても連絡がなかったため催促の電話を入れる。

6月28日

文藝春秋・田中光子氏より、マルヨンプロダクション・大野氏宛てに、原作者糸山氏が「'06年鑑代表シナリオ集」への「やわらかい生活」の掲載拒否をした旨の連絡をメールで送信される。

7月19日

当時、作協会長の私、加藤正人と宇ツ木利雄事務局長が文藝春秋本社を訪問。担当編集者・田中光子氏及び法務部長と面談。

掲載許諾をお願いしたが、出版社には著作権はなく、原作者側の立場に立たざるを得ないとのことで、事態は進展せず。

8月6日

作協の編纂委員会開催。荒井晴彦、井上正子、加藤正人、西岡琢也、森重晃氏で対応策を検討。

その結果、原作者名を外した形での掲載を、文藝春秋・田中光子氏にメールでお願いすることになる。

宇ツ木事務局長よりメールを送信。

8月24日

田中光子氏より宇ツ木事務局長宛てに、メールで、原作者名を外した形での掲載も止めて頂きたいとの回答。

糸山氏が「原作者としては、あのシナリオを活字として残したくない」という、強いご意志を示しているとのこと。

8月21日

「やわらかい生活」テレビ放映。（使用申請時期は不明）

この時期、海外セールスも行う。（使用申請時期は不明）

9月3日

作協の理事会開催。前記経緯を報告、対応を協議。

10月1日

作協の理事会開催。引き続き、対応を協議。

10月15日

作協と協同組合日本シナリオ作家協会との合同常務会・著作権部会開催。前記経過の報告を行う。

11月5日

作協の理事会開催。引き続き、対応を協議。

2008年2月4日

作協の理事会開催。引き続き、対応を協議。

4月7日

作協の理事会開催。プロデューサーの森重氏出席し、映画化の際の経緯や原

作使用契約の概要の説明がされる。このとき初めて、原作使用契約中に、二次使用の許諾について、原作者は「一般的な社会慣行並びに商習慣等に反する許諾拒否は行なわない」（3条5項但書）という約束があったことを知る。

4月25日

作協の編纂委員会開催。出版問題で会合を開く。対応を協議。原作使用契約の当事者であるステューディオ スリーを通じて、一方当事者である原作者（契約上は著作権を管理する（株）文藝春秋）から脚本「やわらかい生活」の年鑑代表シナリオ集への収録・出版の許諾を得るという方針を確認。ステューディオ スリーにその旨依頼し、了承を得る。

5月12日

作協の理事会開催。映画製作会社等の協力を得て標記シナリオの「'07年鑑代表シナリオ集」（甲3）収録に努めることを確認。

5月30日

社団と組合のシナリオ作家協会総会開催。

会員より、「やわらかい生活」の「'06年年鑑代表シナリオ集」掲載問題について質問出される。

6月

作協で文案（甲8）を作成。これに基づいて、ステューディオ スリーから文藝春秋に対し、文書で、原作使用契約3条5項に基づき、出版利用の申入れを行う。文藝春秋側からの回答はなし。

9月1日（月）

作協の理事会開催。引き続き、対応を協議。

10月6日

作協の理事会開催。経過報告と対応を協議。

11月10日

作協の理事会開催。6月にステューディオ スリーから文藝春秋に対し行なった申し入れに対し、文藝春秋から回答がないのを受けて、再度、ステューディオ スリーより確認を促す文書送付をお願いすることに決定。

11月13日

私と作協事務局長、プロデューサーの森重氏と会い、11月の理事会の決定を報告し、再度の文書の送付を依頼し、了承を得る。

11月下旬

作協で文案（甲9）を作成。これに基づいて、ステューディオ スリー、文藝春秋に、再び、本原作使用契約第3条5項但書に基づき、原作者は「一般的な社会慣行並びに商習慣等に反する許諾拒否は行なわない」という契約意図に沿う形で進めさせて頂きたい旨回答の催促を申入れ、「万が一、利用を許諾できない場合にはその理由を明記し、必ず文書でご回答下さるよう」お願いする書面を送付。

11月25日

森重氏から事務局に連絡。文藝春秋の著作権事業部の佐藤氏から電話で、掲載

拒否の回答があったとのこと。なお正当な理由の説明はなかったとのこと。

12月1日

作協の理事会開催。経過報告と対応を協議。

12月15日

作協の臨時理事会開催。経過報告と対応を協議。

2009年3月9日

作協の理事会開催。経過報告と対応を協議。

3月16日

荒井晴彦氏と作協の連名で『劇場映画用「やわらかい生活」の脚本の出版利用に関する質問状』を作成し、無回答または誠意あるご回答がない場合は、不本意ながら、訴訟等の法的手段を含めた対処を検討する積りであることを述べた上で、文藝春秋に配達証明で送付（甲10）。

2週間の回答期限を過ぎても回答なし。

4月6日

作協の理事会開催。経過報告と対応を協議。文藝春秋から回答がない以上、残された解決策は訴訟しかないことを確認。提訴に向けて準備を決定。

第4 映画製作における脚本の重要性について

映画の父と呼ばれた牧野省三監督は、「1 スジ、2 ヌケ、3 ドウサ」という言葉を残しました。これは、牧野監督の映画憲法でした。彼の息子で映画監督のマキノ雅弘の自伝「映画渡生 天の巻」（1977年。平凡社）に次のようにかかれています。

「父（牧野省三）はよくこう云っていた。ホン（脚本）さえよかったら、誰でもいい演出家になれる、と。1 スジ、2 ヌケ、3 ドウサ というのが父の映画憲法だった。スジとは筋すなわちストーリーの面白さ（つまり脚本）、ヌケとは画面がきれいにぬけていること（つまり撮影）、ドウサとは動作（つまり俳優の演技）で、これが この順序通りに 父にとっては映画の3原則にほかならなかった。」

牧野省三監督が残したこの言葉は、多くの書籍に引用され、映画の世界に身を置く者ならば誰もが知っている言葉です。

また、同じように映画界の常套句として、「いい脚本から悪い映画ができることはあっても、悪い脚本からいい映画ができることはない」という言葉もあります。

文字通り、いい映画を作るためには、まずいい脚本が絶対に必要であるという意味です。

このように、脚本は、映画にとって、もっとも重要なものであると言われ続けて参りました。

我々脚本家は、映画を支える大きな存在であるという信念と誇りを抱きながら、作品を書き続けております。

脚本と同様に原作が、映画にとって大きな存在であることを認めるにやぶさかではありません。しかし、表現が違うのですから、自ずと内容の改編が求められます。原作のまま映像表現するという事は不可能だからです。

過去の映画の例を見ても、「羅生門」は、芥川龍之介の原作を大きく変えたものですし、「飢餓海峡」も、水上勉氏の原作の時系列を大きく変えたものです。全く別の切り口ではありますが、いずれも原作の持っている良さを最大限に生かした名脚本、名作映画として、映画史に名を刻んでおります。

このように、名作と呼ばれる映画は、脚本の大幅な改編が行われることによって成立しております。

また、小説「砂の器」は、松本清張氏の作品群の中では、決して最高の作品ではないと言われております。しかし、映画「砂の器」は、映画史上最も優れた松本清張映画と言われております。

これとは逆に、すぐれた原作小説にもかかわらず、無残な結果に終わったという失敗例も数多くあります。このような逆転現象は、すぐれた原作がすなわちすぐれた映画にはならないということを物語っています。あくまで、いい脚本がいい映画になるための条件だということです。

映画にとって脚本は、原作同様、あるいは時としてそれ以上に大きな役割を果たしているということをご理解して頂きたいと思えます。

第5 結論に代えて

我々脚本家のみならず、表現者にとって、作品を発表する場を失われるということは、根本的な権利に関わる大問題であります。しかも年鑑代表シナリオ集に作品が掲載されることは、我々脚本家にとっては、大変名誉な事であり、それがかなわないという事態は、当事者にとって大きな失望と精神的苦痛を伴う事態であります。

昨年の総会の席上でも、会員から、「やわらかい生活」が掲載されないという事態に対する憤りと、シナリオ作家協会に対する毅然とした対応を望む発言がありました。これは、発言者だけに留まらず、協会員全体に共通する意見であります。

社団法人シナリオ作家協会と致しましては、年鑑代表シナリオ集の長い歴史に汚点を記してしまった事につきまして慚愧の念に堪えません。

脚本家は、著作権者として法的に認められた存在であり、明確な権利を有しております。

当然、許諾を求められる存在であります。しかし、我々脚本家が許諾を拒否するということは、ほとんど例がありません。なぜなら、拒否権を行使する事で、現場が混乱し、映画という表現そのものが成立しなくなってしまうからです。

拒否権は伝家の宝刀ですが、よほど理不尽で非常識なことが行使され、それによって著しく権利を侵害され、名誉を毀損されたという場合のみ行使するべ

きであると認識しております。

その映画の原点であり、作品の本質であることに関して、何ら異論を唱えるつもりはございません。しかしながら、映画は共同著作物です。一つの作品に、多くのジャンルの違う表現者、権利者が存在します。自分の権利を主張すると同時に、他の著作者の権利もまた尊重するという姿勢が必要なのではないのでしょうか？

映画にとって、脚本は映像表現の土台であり、「1スジ」として、多大な貢献を果たしていることは間違いありません。

映画として公開され、海外で高い評価を得、DVD発売、テレビ地上波での放送と、既に社会的な認知を得ている作品でありながら、文字としての掲載だけを認めないという原作者の姿勢は、脚本家の団体としては看過できない重大問題であります。

「やわらかい生活」の脚本は、第9回菊島隆三賞の荣誉に輝いた優れた作品であります。このシナリオが活字として年鑑代表シナリオ集に収録されることがないということになれば、我々が有すべきであるシナリオの公表権が蹂躪されてしまうことになります。この、由々しき事態をこのまま放置することはできません。

繰り返しますが、原作を映画化する場合、脚本執筆の段階での原作の改変は避けて通れない道筋です。もし、改変されることが嫌だというのであれば、当初から映画化の申し込みを受けなければいいのです。

映画化を許諾し、映画の上映、DVD等の発売、地上波での放映を認めておきながら、その映画の脚本の掲載だけを許諾しないという事態は、脚本家としてどうしても承服することはできません。

本年3月、荒井晴彦氏と作協の連名で(株)文藝春秋宛てに、年鑑代表シナリオ集掲載拒否の説明を求める文書を送らせていただきましたが、残念ながら回答は頂けませんでした。当協会のような団体に回答する必要などないという、歯牙にもかけぬ対応に、我々は大きな失望と寂しさを覚え、今回の提訴に至りました。

「あのシナリオを活字に残したくない」という全く根拠のない感情的な理由で、脚本家の著作物であるシナリオが抹殺されてしまうことに、脚本家として、激しい憤りを禁じえません。

原作者の絲山秋子氏には、どうか誠意のある対応をお願いする次第です。

以上、陳述いたします。

2009 年 6 月 27 日

加藤 正人 

東京地方裁判所 殿